

第一回 参議院建設委員会議録 第十号

昭和二十六年三月三十日(金曜日)午前十一時十八分開会

本日の会議に付した事件

○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法案(内閣提出、衆議院送付)

○理事(小川久義君) それでは只今から委員会を開会いたします。

昨日は質疑に入るか、入らんかといふことが議題になつておりますので、これから続行したいと思います。御質問がありましたならば、順次御発言を願います。

○田中一君 昨日お願いして置きました二十五年度の全額負担に決定された経緯ですね、理由を先ず御説明願いたいと思います。

○政府委員(伊藤大三君) シヤウプ使節団の勧告でござりまするが、この一年の勧告は非常に厖大なものでございまして、それを申上げることもできませんし、又それを申上げる必要もございませんので、災害に關係いたしました部分につきまして、抜き書きにいたしました部分を大体申上げて見たいと、こう存するわけござります。なお抜き書のために、若干前後の連絡からわらない点も出るかと存じまするが、大体その意向はわかるかと存じまするので、これで御了承願いたいと、こう存するわけでござります。されどその、大体私のほうで関係あると思う部分を抜き書した部分を一つ朗読させて頂きたいと思います。

第一編、第二章国家財政と地方財政との関係

B補助金(特定の交付金)

本年度の地方公共事業補助金總額は、三百五十億円になんくとしているが、災害復旧事業費をすべて政府に移管するほかは現状を維持するほうがよからう。こうすると地方財政支出は二百乃至三百億円が減少するであろう。

災害復旧を依然として地方加体の所管とするなら、それは全額補助金によつて賄われるべきである。

D地方財政委員会市町村

都道府県、国にはそれ／＼如何なる行政機能を行なわせるのが最も適当であるか又、その二つ又はそれ以上を連合して行うべき機能は何であるかということを勧告させるために

災害補助金、第三種の補助金、即ち公共事業費は一九四九年度より五十年度において約三百三十億円と見積られており、そのうち百八十五億円が災害復旧費で、百四十五億円が他の公共事業費である。

災害復旧補助費は現在では大きな災害に基く事業費の三分の二の割合で支給されている。この補助金を受ける資格のある事業は、主として堤防、道路、港湾及び灌漑施設等で、通常建造物修繕費は含まない。我々は災害補助費に関してその金額を所要費用の金額に引上げ、あらゆる種類の復旧事業を含むように勧告す。

災害費の平均見積額に相当する金額の予算を立て、この基金を洪水、台風、地震その他類似の災害に基く全公共費を支弁するに利用すべきである。或る一年間にこの予算の全額が消費せられなかつたときには、その年度末の残金は公債償却に用いら

れる。この勧告は、若し実行されれば、災害に対する国家保証制度を設けることになる。この計

画の実際運営に際し、「災害」の定義は自由であるが、罹災地域の予算の起債、非常予備金の設定、高率課税及び経常費の節減を余儀なくされる。この問題は中央政府だけが満足に処理できるものである。

G補助金

は、即時臨時「地方行政組織」調査委員会を組織すべきである。この委員会は、この研究の過程において本報告書の勧告する全額補助金制度に

おるのでございます。それに対しまして昨年度又参りました場合におきましては、若干その災害全額負担につきまして、その修正を述べておるのであります。が、細かい附属の書類が出なくて、ただ新聞などに公表された部分を若干抜き書きしますと、

昨年までは、國は、天然の災害により被害をこうむつた財産を復旧するに當つて地方団体を援助するため、一定の負担区分により、公共事

業補助金を交付していた。大規模な公共財産に対しては、この補助金は、復旧費の三分の二であつた。こ

れは、比較的富裕な地方団体には充分すぎるものであつたが、一方比較的貧弱な地方団体は、依然として、

財政的に甚しく窮屈したままとなつてゐたのである。我々の報告書は、この補助金を復旧費の金額に増大すべきことを勧告した。一個所十五万

円以下の災害を陸いては、このことは実行された。互いの間隔が二十メートル以内の被害は一個所とみなされていて、この新計画は、一年限りの特例法であつた。何らかの措置がとられないならば、災害復旧費補助金は、来年度富裕な地方団体も、貧弱な地方団体におしなべて、従来からの古い制度に戻ることになる。その結果、地方団体は罹災地方団体の財政を破綻させることがある。その結果、地方団体はこうした部分、例えば任意の一年度の起債、非常予備金の設定、高率課税及び経常費の節減を余儀なくされる。この問題は中央政府だけが満足に処理できるものである。

要するに、災害の定義は政府がきめる。それから五%乃至一〇%程度は地方で持つというところを骨子に入れておるのでございます。それに対しまして昨年度又参りました場合におきましては、若干その災害全額負担につきまして、その修正を述べておるのであります。が、細かい附属の書類が出なくて、ただ新聞などに公表された部分を若干抜き書きしますと、

昨年までは、國は、天然の災害により被害をこうむつた財産を復旧するに當つて地方団体を援助するため、一定の負担区分により、公共事

業補助金を交付していた。大規模な公共財産に対しては、この補助金は、復旧費の三分の二であつた。こ

れは、比較的富裕な地方団体には充分すぎるものであつたが、一方比較

的貧弱な地方団体は、依然として、

財政的に甚しく窮屈したままとなる。それから何がちよつと私らもはつきりわからないのですが、このようないい處が若干前の勧告について修正が加えられたようなかつこうでございまして、それから最後の附録の、どういう勧告が若干前の勧告について修正が加えられたようなかつこうでございまして、それから最後の附録の、どういうことをやるかという問題については、地方行政調査委員会におきまして案が練られまして、それがすでに実は国会方面にも報告になつて現われたわけをございます。それに対しまして、政府におきまして原案を検討いたしました

3中央政府は災害復旧に対する財政上の全責任を引受けでよいであろう。併し地方で統制している施設に

関係した実際の仕事は地方団体が行

うことができるようにする。現在

ござりまするが、当時の地方財政委員会の勧告の中には、災害の国庫負担制度が旧三分の二の制度に立返りました場合を予想いたしまして、蔵出しの推計が立てござりますのでその増加分、昨年度の二十五年度当初との増加分が平衡交付金の基礎乃至は地方債の増額の基礎に見込まれて推計してあるはずでございます。

県は非常に躊躇をするということにならりますので、こういう点から考えまして、この法案を通しますのには、少くとも大蔵大臣から責任ある答弁を私はお願いしたいと思うのですが、如何でしょうか。

ですから、そうすると、この法案を結局通しましても、先ほど伊藤次長さんの御説明にありましたいわゆる県が災害を甘く見て災害を誘発するような行動をすれば考へられるというようなことがあります。それでおりますが、同じじ感じないかと思う。平衡交付金のはうで全額国庫負担に当はまるだけ金をくれるという、その金をくれるならばこの法案と矛盾するのじやないか。平

いと思うのです。
○委員長(小林英三君) それでは午後
の委員会に大蔵、農林、安本三相を呼
ぶことに取計らいます。
○赤木正雄君 簡単に一つお伺いしま
す。公共土木施設、この土木施設とし
うのはどちらいう範囲ですか、承わりか
いと思います。
○政府委員(伊藤大三君) 第三條によ
り若干そのことを語つておるわけであら
う。

應全額國庫負担と同じように公共的・省關係でほかに土木的な施設もいろ、ろございりますが、一応この法律のま前が前の特例法を改廃いたしまして、根本的な恒久立法たらしめるという旨を貰きました関係で、対象を合致せるというところにあるのであります。

まさ 趣 建い林力士

法案を通しました場合、地方の財政が非常に困難しておりまして、例の交付金増額の問題が熾烈に各地方長官から唱えられており、議会でもこの問題が大きく取り上げられております。それと加えまして、この法案によつて起る負担といふものはどうしたうへいかと

ちには三分の二に戻りました場合の地方負担が推計に上げてあつたわけでござりますので、只今お説のように全額の場合を基礎として推計いたしておりません。それであの勧告の場合よりは若干地方の歳出はむしろ減つて来るところまでござります。御説明がます

衡交付金の問題は未知数ですから恐らく殖やしてもらえるかどうかわかりません。若しこれが通してもらえないわけでは結局困難は同じだということに考えられる。要するに平衡交付金の増額に対し将来善処をしてもらえるかどうかが、二つが百九意からありますうちの

ますが、この法律に公共土木施設といふものは、地方公共団体が維持管理する工事を施行しておる、こういうふうな公共物をいふものと考えておりま

○赤木正雄君 よくわかりました。一
は農林省関係のこれに盛られて いな
土木施設の補助の関係は、この法案
決定される補助との関係にどういう
うの相違がありますか。

このふでいじ

いふことも考へて見なればならんと思ひます。そこでこれは建設省であります。まへんが、私どもは大蔵大臣から率直にこの法案によつて起る負担が堪えられないことが地方財政委員会で折衝ができるか。現に千二百九億のなかに

かつた点をお詫び申上げます。
○石川繁一君 そうなりますと、あの
平衡交付金が仮に勧告通りに補正され
るという見通しがつきますれば、この
法案によつて起る国の負担といふもの
は塹えられるわけですか。県のほうは

四十二億だそうですから、四十二億だけでも廻せるものかどうか。これに危惧に当たはめるものとして、そういう点も一つ見通しとして聞いてみたいのです。

施設もたくさん土木施設として認め得ると思いますが、その農林省関係の土木施設は、これは土木施設としてお考へ

災害に対する御承知の暫定措置は、御承知の農林水産の暫定措置に関する法律、あれがござります。で、この災害土木の立法と並行いたしまして合理的な御検討を遂げたわけでございます。そういたしまして特に農林産の暫定措置に関する法律のうち一

はこれを見込んでおらない。要するに金額負担の予定で以てあの交付金の百九億を絶対必要だとしておるわけであります。起債の枠にいたしましてやはり平衡交付金で増加できなかつたら、起債の枠だけでもこれに充てはまるものを将来必ず善処をするという答

堪えられるわけですか。
○説明員(首藤嘉君) さようでござい
ます。

伺いいたしますが、今建設大臣はおられます
が、「応呼んで聞いて見ましょよ」とい
うか。そういう問題に、つきまして…。
○小川久義君 建設大臣よりも大蔵大臣
のほうがいいと思いますが、午後土
蔵委員会へ大蔵大臣がお見えになると
うに聞いておりますので、その際こな

になつていなか、或いはなぜこの法案からそういう農林省関係の、まことに一部あります、そういう木施設は入つていないのか。
○説明員（石田政夫君）この新立法の対象といたします公共的土木施設の範囲につきましては、只今までいろいろ

い
の
軸
の
工
あ
の
を検討いたしました結果、若干矛盾
点を是正いたしまして、この前に國
に御提案申上げましてあの暫定措置
改正案を御審議願つたと存するので
ざいます。その差異的な内容は御質
によりお答え申上げます。

弁がなければ、この法案を通した意味がないのじやないか。結局工事ができぬないのじやないか。三分の二に減じて耕業量を殖やそらといふ狙いは大外れをしまして、どの県もどの県も災害が多い県ほど財政が困難しております。困難しておりますから一層災害が殖やるということになりますので、貧弱な県ほど災害に追いやられまして、その

を通すが、平衡交付金で金をくれると
いうならば同じわけなんです。国から
出す金も、平衡交付金で出す金も、全
額負担で出す金も私は同じだと思う。
そうだとすると、この災害復旧費を、
この際負担法案を変えて都県に負担を
させることができ、それは平衡交付金によ
つて国家は別に支給するということにな
りますか。これでは變りがないわけ

らにも御出席願つて御所信の披瀝を願つたらと思ひますので、さようお取計らい願いたいと思います。

○委員長(小林英三君) では委員長におきましてそういうようにお取計らいいたします。

○田中一君 そのほかに農林関係によつた連絡があるわけでありますから、農林大臣、それから安本大蔵官にも来て欲しくなつたままであります。

ると意見を伺い検討されたのでござりますが、大体趣旨といたしましては、全額国庫負担の二十五年度特別法の附則をいたしておりました公共的土木施設を、一応そのままとろうではな
か、その際に建設省関係の土木施設明細書以外には農林省関係といたしましては御承知の漁港と、それから林地荒地の防止施設、この二つにつきましては

措置の法案は持つていませんが、大
きな結構ですが、今後しようとする
法案と農林省関係のそういう法案
補助の関係は、どういう仕事に対し
はどれほど補助が違うか、或いは同
ことになりますか。それをはつきり
して置きたい。補助率です。

を承わりたい。

○政府委員(伊藤大三君) この問題につきましては、昨日も中田次官から実は率直なお話があつたわけでございまして、一ヵ所の工事といふものを持ち切るかという問題につきましては、各省の間におきましてもいろいろと議論があつたのでござります。或いはこれを十万円にしたらばどうか、或いは県は十五万円、町村は十万円、或いは県は三十万円、市町村十五万円といろ／＼な議論が百出いたしましたのであります。が、国の財政というような点から、現在の災害の現実の状況から照らしまして、むしろ小さいのをやるというよりも、重点的に実際の金の面からして大きなものを速かに片付けて、小さいものについては誠に苦しい中であるが、地方において負担してこれを実行して行く。両々相待つて早く災害の復旧を促進したい。こういうような観点から、実は十五万円という点に落ちついたのでござります。

○赤木正雄君 実際問題といたしまして、仮に二十四年でもよし、或いは二十五年度でも結構ですが、十五万円以下の災害個所が全体の災害の個所の中にどれほどあつたでしょうか。

○政府委員(伊藤大三君) 二十五年度につきまして、大体府県からいろ／＼資料を取つて調べましたところによりますと、二十五年度の災害については、一割程度であつたかと、こう存ずるのであります。

○赤木正雄君 その十五万円に満たなかつたために災害の対象とならなかつたもので、次年度に十五万円以上の大きな災害に拡大したものはどうほどあるのでしょうか。

○赤木正雄君 私の質問は少し無理からずとも存じますけれども、私の今質問しておる要点はそこなんです。十五万円に満たないために、これが対象にならないから放置しておる。そこで各町村が自力を以て全部それを復旧するかといふれば、恐らく復旧しないで放置していく状態であります。それが次の年の水害でやる。いわゆる十五万円以上に進級する、やつと大きくなつてこれが災害の対象になる、言い換えるならば今日の災害方針といふものは災害規定期間に欠陥がありますからして、法律の上からして災害を助長するようになつておる、こういうふうな考え方で言ひ得るのであります。昨日も申した通りに、維持、修繕に對して、これは府県の責任でありますから、国が補助がないから、防災という名前で一部補助があるというように承わりました。が、大体維持、修繕を補助しないのがために災害の大原因になる。従つて今申したと同じ理論で、つまり十五万円以下を放置して行く。そうして災害の大きな額に達するまで置くから、国はますゞ一大災害として巨額の費用を投げる。いわゆるこの法規の少しだけがあるために、そこに災害を人為的にと言つては少し誇大か知れませんが、拡大して何億、何百億という災害費になつて来ますから、そういう点も十五万円をおきめになるときに、十分検討されての上でしようか、どうでしょか。か。

単独の起債もございまして、極力そちらから援助いたしておるようなわけですが、ざいまして、県に対しましても、財政的に苦しい中においても維持費といふものを持てるよう、我々いたしては懇意いたしておるようなわけでござります。

なおこれを十五万円以下を十万円にするということによつて、これから災害の発生を未然に防止しようというような点を十分考えて立てたか、こういうようなお話をございましたが、そういうような問題につきましてはつきりそれを考えてといふわけではございませんが、実は国におきましても、災害査定いたしましても、災害費の支出におきまして、甚だ申証ない話でありますするが、遅れておる。十五万以上個所すらなか／＼早く回復できない。こういうような点も考えます。でもるだけ大きい点は金を補助をいたして、早く出してそうして解決し、小さいものについては、お互いに責任を分担してやつて頂く、こういう点から立てたわけでございます。

○赤木正雄君 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基づいているものは、災害の対象にならないよう思いますが、明らかに設計の不備、これは非常にむづかしい、災害査定官のきめた設計によつて仕事した場合、それが又災害をこうむつた、そういう場合に一休どうなるものでしようか。

○政府委員(伊藤大三君) 四とか五とかいう問題はなか／＼これは判断のむずかしい問題でございます。ただ我々がここに考えましたことは、一般人が見

て、如何にも不都合であるかないか、こう感ずる、こういうような問題のところにおいては、これは災害の対象から除く。いわゆる重大なる義務の過怠であるとか、重大なる過失もあるといふような、一見誰が見てもというようなものは、補助の対象外に置きたい、こう考へておるわけであります。

○赤木正雄君 もう少し具体的に申さんと私の意が通しないような気がいたしますが、要するのに、災害に対しても、災害査定官が査定することと思いますが、査定官の技能は全部が全部まで立派な人とも思わない、そういうときには半素人と言つては、半素人の私どもが見ましても、これは少し災害査定官のほうの査定が無理じやないか。要するのに査定官が、これは次長も御承知の通りに、以前には相当立派な技術の権威者が査定していた。最近は余り経験もない人が査定官として査定したがために、府県の折角設計したもののが葬られ、災害査定官の査定通りに処置する。そういう場合に設計の不備ということは確かに起り得るのであります。が、一体こういうときの問題はどうなりますようか。

○政府委員(伊藤大三君) 赤木先生などが旧内務省におられたました時分と、現在の技術官との間に、或いは相当の開きがあるかも知れません。私技術官でございませんので、そちらの批判はちよつと私としては避けたいと存するのでござりまするが、査定官としても全智全能を傾けて、そうしてその査定

○赤木正雄君 維持管理の義務を怠つたことに基因したものは、これは災害の補助の対象にならないとあります。が、先ほども、又昨日も申す通りに、各府県には今日十分な維持管理をするほどの義務があつても金がない、従つて維持管理をやつていない。恐らく今日の災害のうちで維持管理の義務を完全に遂行していないために、災害の原因となつておる、これが非常に多いのをございます。こういうものをやはり全部災害の対象とはおとりにならないのですか。これを厳格に言うならば、果してこの法規通りにやるならば、実際どれほどが災害の対象として取上げられるか、非常に疑問だと思ひます。が、これはその辺の川をちよつと見ても、すぐわかりますが。どうですか。

○政府委員(伊藤大三君) 赤木先生はもう全国の河川を十分御視察になつてるので、甚だ私から一々それについて申上げる必要もございません。最近の府県財政が相当行詰つておるということは、昨日並びに本日も謹々と先生から承わつておるわけでございます。我々もその点については十分認めておるのでござります。併しまあ府県といたしましては、できるだけの責任は果してもらいたい、財政力と脱合せてできるだけの何は果してもらいたい。併しその財政力という点からも、いろいろな点は勿論です。その他いろいろな

六

点から判断いたしまして、何人も、余りにもこれは義務を怠つておるじやないか、大体一般人が認容できないような義務違反をしておるというような問題については、これは一つ、県としても誠意を以てこれに当つて頂くべきではないか。要するにこれも常識的に考えまして、そこに余りひどくないようない、こう存じております。

のに対しても補助する。天然の河岸、これを強く押し進めて行きますと、丁作物等のない場合でも、全部災害の対象になるよう思います。これはどういうところまでお考えになつておられますか。

工事に対する土砂の問題として、まず第一に、堤防の上に土砂を除くか、或いは土砂を除かず、何かそれに代る方法として、堤防でもやるがいいかという問題と、若し比較して、そういう場合において特別な場合においてはこれを代りの施設として考えられるものと存するわけでござります。

○赤木正雄君 前年の秋田県の大水害において非常に各谷川が割れた。これに堰堤を作つて行かない以上は、下流に土砂が押し出して、折角下流に作つ

辺で休憩をいたしまして、午後は一時半から再開をいたします。
午後零時三十三分休憩

るかとも存じまするが、その年度におきましてそういう問題について補正の予算を計上して頂くか、或いは同年、災害のある中から、災害復旧の、災害費のうちからこれを出して頂きまして、差し置きがたきものを一応堰堤を作つてとある。そして次年度におきましては一般の予算を増額し、そういう点を重点的に見て行くところふうにして行きたいとこう存じておる次第でございます。

○政府委員(伊藤大三君) 実は河川、港湾、漁港の埋塞については、適用除外とする。普通の程度の若干の土砂が流出して、川に少しくらい土砂が堆積した、航路に若干の土砂が堆積したというような程度のものは除くのであります。川の埋塞のために結局川の水が流れず、そのために両岸にちよつと水が出来れば氾濫してしまう。又航路に土砂が堆積いたしまして船がどうしても通れないというような、そういう公益上の問題には、大きなようなものをひとつ参りたい、こう存じておるわけあります。

○赤木正雄君 今の問題はそのくらいにして置きましょう。次に天然の河岸及び海岸の欠陥にかかるもので、但し維持上又は公益上特に必要と認めるも

ざいまして、天然のものでござりますが、施設同様に考えられるようになりますのでございまして、こういう特別なものを探査するという方針でございす。

○赤木正雄君 やはり天然の川、その上流で土砂がたくさん押し出て、そなへに今は工作物はないが、すぐ堰堤でよろづつて行かないと、すぐその土砂が水流に押し出して、下流の維持上、或いは公益上非常に影響がある、こういふものもやはり災害の対象になるのですか。

○政府委員(伊藤大三君) 先ほどのこれは六の問題としてある程度解決できることと思うのですが、実は下流へ土砂が非常に堆積して、この土砂を除くことが維持上、又は公益上特に必要ですか。

な、代るべき施設として取扱えない場合、一般砂防でこれを考えて、一般公事事業費の砂防で考えて行くという手が一つ、もう一つはその場合緊急差しきがたき場合においてその年度内にどうしてもやらなければならん。そういうような問題につきましては、これはその年度につきましては何らか災害費或いは補正予算、何かそういう方法によつて一年度限りその問題を取りあえずやる。次年度においては一般砂防予算で考えて行く。こういうように行くべきではないかと存するわけであります。なおこの問題につきましては安本方面ともその取扱については今後十分折衝をして参りたいとこう思つております。

間の問題につきましては午前にもよりお答えいたしましたが、災害の復旧といたしましてこの第二條の第三項のごときを活用いたしまして、今すぐ復旧するに困難だといふような場合においては、それに代るよろしくな措置といたしまして、或いは堰堤を設け、それから両岸の堰堤を造るというような場合もござります。従つてそういうような場合につきましては、土砂どめの砂防の堰堤を築くこともあります。なお崩壊地を防いで、下へ出るのをとめるために、どうしても差し置きがたいところの場合につきましては、予算上の、本法案においては、これを復旧するという條文がなかなか困難であるかとも存するのでありまするが、その問題につきましては、過日來安本からもお述べになつたこととお答えいたした次第でござります

して、原則としては現地に参りまして実地の調査をした結果、これを決定して参るつもりでござりまするが、なかなか全部の個所を全部実地調査すると、いうことが實際問題として困難な場合があるのでござります。従つてそういう場合におきましては、提出せられました資料につきまして十分な精査をすると共に、実際に調査いたしました結果とを睨み合せまして、そうして現実に調査せぬものも、その資料に基いて見て行くところにしたいことを思つております。

て参りたい、こう存じておるわけであります。

○赤木正雄君 今の問題はそのくらいにして置きましょう。次に天然の河岸及び海岸の欠壊にかかるもので、但し維持上又は公益上特に必要と認めるも

○政府委員(伊藤大三君) 先ほどのことは六つの問題として或る程度解決できることと思うのですが、実は下述へ土砂が非常に堆積して、この土砂を除くことが維持上、又は公益上特に必要か。

くべきではないかと存するわけであります。なおこの問題につきましては安本方面ともその取扱について今は今後十分折衝をして参りたいとこう思つております。

置きがたいとこういう場合につきましては、予算上の、本法案においては、これを復旧するという條文がなかなか困難であるかとも存ずるのでありまするが、その問題につきましては、過日來安本からもお述べになつたこととも

○赤木正雄君　今のお話によると、災害の如何によつて或いは実地調査でのきない場合もある。實際そういうことがありますよう。又資料も十分に備わらん、こういうこともあると思ひます。そこで後に前年度の災害に対し

立派な災害復旧として採用すべき個所が残つてゐるとそういうものに対しては、言い換えるならば、その年度の災害に採用すべき見落しとも言えますが、そういう個所に対してはどういうふうに処理なさるのですか。

○政府委員(伊藤大三君) 建設省としては資料の提出を待つて大体実地検査に出ておりますのであります。が、県におかれまして、たゞ／＼その資料の提出をするまでにはいろいろと調査その他の事務に追われまして、ときに、落ちるという場合もございましょうと存じます。そういう場合におきましては、県といたされましてあとより提出されましたものにつきましても、我々のほうといたしましては、その年度内にこれを追加申請といたしまして更に調査決定いたして参りたいとこう存しております。

○赤木正雄君 今の問題はその年度内に見落した場所の追加によつてこれを認める……では或いは前年度のものでも災害として、当然災害として採用すべきものを、県の事務多忙、或いはその他の関係で災害に見落したと、そういうものに対するはどうなんですか。

○政府委員(伊藤大三君) この法規の何から参りますると実は曆年というとり方をいたしまして災害の総額の決定をいたしますので、できれば県といふたされましても十分現地を調査せられまして、洩れなくこれを調べられまして、そし、資料を提出して頂くのが最も結構であり、又そあるべきものであると存じます。従つて調査洩れがあるというようなことのないようにお願

いたしたい、こう存するわけであります。
○赤木正雄君 その法規の許す限りと
いうところはどういうところにあります
か。ちよつとはつきりして下さい。
○政府委員(伊藤大三君) ちよつと速
記をとめて頂きたいのですが……。
○委員長(小林英三君) ちよつと速記
をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記を始めて
下さい。

○赤木正雄君 そこが問題なんで、例
えて言うと山奥の砂防、堰堤とか護
岸、これは私は先年齋岡で見たし、そ
れから岡山県で見ましたが、立派な明
治時代の工作物で、それが災害の対象
とならないで破壊したままで放置して
ある。或いは二、三年前の災害か、
四、五年の前の災害か知りませんが、
立派な工作物がそのままに放置してあ
る。そういうものに対しても、これは無
論県の係が非常に怠慢だと思います。
併し何分不便な所にありますから一々
そこまで調査しなかつた。そんな関係
でこれを放置しておいた場合、折角作
つた莫大な工作物で今災害復旧にかけ
れば、とにかく相当なものになる。併
しこれは前年度のものであるからこれ
は採用しないということになるとその
間に非常に変なものが起る。それでそ
ういうものに対してもやはり当然災害
復旧対象になるべきだと思いますが、
どうですか。

○政府委員(伊藤大三君) そういう問
題につきましては先ほど申上げました

よられた気持で温情を持つて取扱つて委託りたい、こう存するわけあります。

○赤木正雄君 溫情主義じやなしに、はつきりとそういう災害の対象にすべきものである。ただ温情によつては、災害によつて違いますから、そうでなくしてそらいうものを災害の対象にしてしまつていい、ということをはつきり承わりたい。

○政府委員(伊藤大三君) 制度上の問題といたしましては、暦年制をとつておりまするので、その年度に出来たなものにつきましては考慮にくいのでありまするが、次年度の災害にそれがかかつたということになりますれば、その次年度の何として提出になればその場合においてこれを採用して行きたい、こう考へるわけであります。

○赤木正雄君 では私、もう一遍繰返して申しますが、仮に不便な所にあつた工作物で、それがその年の災害の国庫補助の対象として、いろいろな関係で採用できなかつた、或いは県の不備のためにできなかつた。そういうものに対しては、次の年の災害の対象として取上げられると、こういう御方針ですか。

○政府委員(伊藤大三君) 次の年度において発生した災害として御提出になりますれば、その事情を勘案いたしまして、十分考えて行きたい、こういうふうに思つておるわけであります。

○赤木正雄君 次の年の災害として、各地方庁がこれを提出した場合に、それは採用されるのですか。

○政府委員(伊藤大三君) その場合の実情をよく勘案いたしまして、そうして採用して参りたいと思つておりま

○赤木正雄君　その実情勘案が私は非常に不満足なんです。それをはつきり言つて下さい。

○政府委員(伊藤大三君)　前年度の災害であるが本年度提出したということはがはつきいたしますれば、まあはつきりとした制限を以て出されたものといたしますれば、この法規から参りますれば、その点が採用は困難であるとをまずする次第であります。

○赤木正雄君　では大臣もおられますから、大臣の御答弁は要りませんけれども私はお聞き願いたいのです大臣に……。もう山のほうで仕事していくとしてもですね。それは堰堤とか護岸とかやつてているのです。併し実際を申しますと、その県の当事者が何分不便な所でありますから、災害があつた当時に期間もなし、これを殆んど災害の同庫補助の対象として、調査しないで放置している。それはたくさんあるのです。これは誠に遺憾と思うのです。我々はこれは如何なる専門家が見て置か、これは山腹だけではありません、護岸工事、堰堤、たくさんあります。日下長野県でもあります。ほかの県にも、これはなぜこれを放置しているのか、これは山腹だけではありません、に置いておくというのは、誠に私は遺憾だと思います。殊に最近はややもするとその山のほうの、そういう堰堤なんかを余りに軽視して行く弊がありますから、でありますから折角仕事をしたければ、それは無論出しますが、私どもはうへに参りましても、なぜこれを災害に出さなかつたのかと言ふのがたくさんあります。から、このことを今後、或いは各県の土木部長会議のとき

に、特に大臣から御注意を願うよう私はお願いして置きます。

○国務大臣(増田甲子七君) 謹しん
拜聽いたしました。

○赤木正雄君 次に第八條に「当該害復旧事業が施行される各年度」とりますが、一体災害は何年間くらいつてこれを復旧なさる御方針ですか私どもの知つている範囲では、災害成るべく早く復旧すべきである。少しとも一、二カ年の間に、まあ最近はカ年となつておりますが一、二カ年間に、一番最初これは當年度と思つております、それほど又その迅速に災復旧をやるという方針に取扱つて、復旧をやるという方針に取扱つて、どうに思ひますが、これに対しても各年度とあります、非常に長い間かつて災害を復旧すると、國家財政関係上そらあるかも知れませんが、これは早く災害を復旧しなければ、ますます災害が、次年度の災害に対してもなるのでありますからして、これが各年度というのを何年くらいにお考になりますか。初めの災害のときの既定のときより成るべくならばまあ二年間でやつてしまふ。これは私はまあ、害復旧の原則のように考えておりまが如何でしようか。

○政府委員(伊藤大三君) これらのこにつきましては、もう赤木先生は、來の旧内務省時分のことを十分御承りございまするから、今更申上げるのもありません。当初におきましては、その年度においてこれを施行しむる金のほうが先に行つた金が繰越になつたといふくらいに行つたものであつましたが、その後昭和九年におきましての大災害のときは非常に工事が多つたといううへんに行つたものであつた

勘案して若干延ばした、こういふことはありました。ただ十三年以降事変が始まりましたから国家財政の、非常に行詰つたというか、非常に苦しくなつたというためもございまして、これを二年乃至三年に延ばして來たのであります。然るにその後戦事が勃発してからます／＼この面に圧迫が加わりまして、五年、中には三年、五年というような長い年度に跨つて來たのであります。我々といたしましてはできるだけこれを早くやりたい。できれば一年でやりたい、こう思うわけではございまするけれども、何しろ御承知の通り財政状況ございまするので、せめて三年程度にはやりたい、この方針は我々といたしましては常に主張をして参つておるのでありますけれども、なおまた戦後の疲弊から回復いたしておりませんが國の財政事情といたしましては、どうしても三年にもやれなさい。参考資料を提出いたしました程度のものしか落まないで、お叱りを受けでおるような実情でござりまするので、非常に心苦しく思つておりますが、できるだけ早くやりたい、こういふ考え方には突りはないのでござります。

○政府委員(伊藤大三君) そういうふうに何年間に出すということは書いてあります。なかつたのであります。三年間たつてもやんよな場合においては、取消すことがある。こういう何があつたそです。

○赤木正雄君 先ほど説明員のお話の通り昭和九年の大水害以来この災害の規定が一部乱れてしまつたのです。毎年々々やつたものが、昭和九年大水害以後二カ年以上に跨つて復旧費を出す、国の補助を出す、それが今日の上に非常に乱れて、今日はよほどよくなりました。そういうふうでありますからして災害復旧はとにかく早くやらなければならん。そういう趣旨をお持ちならば少くとも二年間くらいにこれをやつてしまふ、或いは最長年限三十年限りにやつてしまふ、そういうふうなことをここに織込みなさる必要はないのです。

○政府委員(伊藤大三君) 現在の国家の財政状況から見まして、はつきりとそう確定することは、なおまだ困難な実情がござりまするので、実際問題として財政の許す限り早くやるといふ方針で進むより今のところはいたしかねないと、こう存じたわけでござります。

○赤木正雄君 それには結局災害復旧費に対する国への補助が多額になる。この多額に上つておるのには大きな原因がありはせんかと思うのです。それは以前のように災害復旧に対し嚴選主義を強く進めるときには、今日の災害復旧でもよほど金が減つて来りやせんか。併し少しレベルにこれを査定するとか、莫大な金になつてしまふ。これはもう一々御承知の通りであります。で

害復旧は早くやる。それがためには競選主義で臨む、そういう方針をはつきりしたほうが国全体として大きな災害を防ぐということはないと思いますが、そういう点にはお考えにならなかつたのですか。

○政府委員(伊藤大三君) 建設省の査定に当りますては、もとよりこの大きな災害で、而も被災の大きいといふものを優先的に工事を施行させておるのをございまするが、査定に当りますても非常に経済的の価値の少ないようなものというものは後年廻しにいたしまして、一応査定から落す。そうし成るべくやらなければならん、やるが適当であるというようなものを一応とりまするわけでござります。而もとりまして中におきましても、県と緊密な連絡をいたしまして、申証けないような金ではあります、その金の中でも最も重点的な個所に向けるように、そらしてやらしておるようなわけでござります。

○赤木正雄君 今大体わかりました
が、併しこれも災害査定に加える。そ
の年々によつて多少手心はあつても、
或いは嚴選によつて、或いは勘定され
ておるような気分が多分にその現地に
あるのです。でありますからして、と
にかく年々によつて災害査定の方針が
變るということは非常に私は面白くな
いと思う。これに対して今後はもうち
やんとこういう法規が出たならば、そ
の法規によつてどこまでも守つて行く
と、そういうふのお考えがあるの
か。或いは又災害の場合に又内相談や
つてその年によつていい加減に又これ
を勘案し、或いは手加減を加える、そ

かそれをはつきり伺いたい。
○政府委員(伊藤大三君) できるだけ
合理的な査定方針を決定いたしまし
て、その方針に基いて今後はいろいろ
とその方針をぐらつかせないようにな
んで参りたいと、こう存じております。
○赤木正雄君 来年度の災害復旧の国
庫の補助は、過年度これは幾らぐらい
になつておるのでですか。
○政府委員(伊藤大三君) 来年度の災
害復旧費の事業費の予算化したもので
ございます。予算化したものにつきま
しては、これは二十五年度の暫定法律
が本年切れますので、予算編成当時
いたしましては、一応従来の法規に
よりました計算によつたわけでござい
ますので府県の災害復旧といたしま
しては大体二百三十五、六億かと存ず
る次第でござります。それによつてこ
の事業費ができるものと、こういう下
に予算に計上されておりますが、とこ
ろがこの法規の適用によりまして、そ
の点については若干比率が上昇いたし
ます関係上、事業費におきましては、
今申上げましたより少し、少くなるか
とこう存するわけであります。
○赤木正雄君 建設省でそういうよう
におきめになりまして、安本はこの災
害に対してもどういうふうのお考へが
ありますか。
○政府委員(伊藤大三君) 只今私が申
上げましたのは、一応計算上そくなつ
ておるということを申上げましたので
ござりますから、その点を御了承願
いたいと思います。
○説明員(石田政夫君) ちょっとお伺
いたしますが、只今赤木先生の御質

問が、安本が災害に対する考え方でございましょうか。

○赤木正雄君 先ず第一に、承わりたいたのは、安定本部は、建設省で査定した災害に対し、これは又安定本部の内部で何んですか、建設直のきめた災害国庫補助に対して査定するとか何んとかいう、そういうことがあるのですか。

○説明員(石田政夫君) 安定本部といつしましては、各主務省が、それ／＼詳細な内容を、災害内容を検討いたしました主務省の査定を非常に尊重いたして、これをその基礎データーとしたしまして、いろいろ具体的にその国費の配分に努めております。

○赤木正雄君 そういたしますと、建設省として後年度、それから災害復旧には災害査定の結果、相當にきつたものがあると思います。併しこの補助の率も変つたりなんかしますからして、これによつて今おきめになつておる建設省としてすべき災害復旧の費用が、或いはもつと国費を要する、そういうふうな場合はどういうふうになさるのですか。

○政府委員(小澤久太郎君) 現在我々が考えておりますのは、前の率で考えておりますので、今度法律が通りますれば、各省の国費の割合が變るということはこれは当然であります。その場合には、何らかの方法によりましてこれを是正するということを考えております。

○赤木正雄君 この法律の結果變る、そういうこともあり得ると思ひますのが、折角建設省いたしましても仕事をする場所、災害復旧として採用して

すでにそれがどうしても復旧工事をやらなければならん、そういう場所を、金がきまつておる、又率が變つて来る、それがために仕事をする場所が減ずるというふうなことがあつても困るし、又實際、まあ二十五年度は全額を補助いたしましたが、これが今度補助が變りましたら、それを待つてその結果補助が非常に減つても困る。従つて十分災害復旧ができるなくては困るといふような実情でござりますが、それに對しては或いは予算を増額しても既定方針でなさる方針ですかどうですか。

○政府委員(小澤久太郎君) 只今御質問なりました予算を増しても既定方針でやるつもりかどうかというお尋ねでございましたけれども、我々といたしましては、是正するということでは考えておりませんが、それをおどりう方法でやるということは、実は我々よりもむしろ大臣がおきめ願うといふことで、まあいろいろ検討中でございます。

○赤木正雄君 無論これは閣議できまると思ひますが、併しこの法案をお出しになる場合、そういうことは当然お考えになることと思います。それに対して安定本部としてはどういうお考えをお持ちになつておりますか。

○政府委員(小澤久太郎君) それは先ほど申上げましたように何らかの方法において各省間のバランスを保たせるというふうに考えておる次第でござります。

○赤木正雄君 ではこの法案のためにとにかく、建設省或いは農林省もそうでしょうが、折角地元としてはこういふ災害復旧をしてもららうのだというふう期待しておりますからして、そ

いう期待に裏切られては非常に困る。これは恐らくどの町村にしても同じだと思います。それがためには当然或いは災害の国庫補助額をお増しにならなければいけないということもあり得ます。これに対する対応としては十分御考慮を願い得ると考えていいですか。さればまだそういうことはそこまで考へておることに達しないのですか、どこですか。

○政府委員(小澤久太郎君) これは口頭研究中でございまして、今ここでどううということは申上げる段階に達しておりません。

○赤木正雄君 それでその点は特に伺いたします。とにかく災害復旧の個所が減つても困りますし、又工事が非常に減つても府県では困りますから特に伺いたい。それからもう一つは、この前の委員会でたび々問題になつましたのは、砂防の災害復旧問題、つまり砂防に対しては農林省と非常に違つた考え方をしておられる。これに対しては今後どういうふうになさるのですか。

○政府委員(小澤久太郎君) この前も申した通り、砂防の災害は長年これの復旧を停止していた。或いは殆んど顧みられなかつた。そういうふうな関係がたくさんあるので、これは当然今災害復旧の対象として県が取上げて出しても不平のこととは私は考えられない。それに

べきものを取上げていいなかつたといふものに対して、府県が出した場合にはこれを取上げられる方針ですか、どうですかお伺いします。

○政府委員(小澤久太郎君) この法律に譲つてありますように、施設のないものはこの災害法規ではございませんが、先ほど申上げましたように、つまり放つて置けないと、いうようなものにつきましては他に措置をすべきだといふふうに考えております。

○赤木正雄君 私はこの災害復旧についてそのすべての仕事ができることを好まない。むしろ根本的の施設があつて災害復旧は成るべく少くしたほうがいいという持論を持つております。併しこの前も申した通り、農林省の仕事は、山が崩壊してもすぐ災害の対策をする。併し建設省は今まであつたものさえも、例えは山腹工事は災害復旧の対象とならなかつた。こういう非常な差別があつた。それに対して今局長のお話では、今後或いは農林省のほうで山腹の崩壊したものを、それが施設物がなかつたら、全然取上げられない、こういう方針なんですか。

○政府委員(小澤久太郎君) それは只今御説明申上げました砂防と同じ歩調をとりまして、やはり緊急止むを得ざるものは取上げるということです。

○赤木正雄君 緊急とおつしやいますが、それじや工作物の有無は眼中にならないのですか。

○政府委員(小澤久太郎君) 施設のあるものは災害復旧の法律に規定してござりますからそれによつてやる。それから施設のないものにつきましては只今申上げましたように、両者の矛盾のないように措置して行きたい。

○赤木正雄君 この法案は農林省にも重大な関係を持ちますが、これは農林省の人も了承しております。しかし、設省におきまして一応提出されたものでござりますけれども、これを作りまして實際には関係各省連合いたしまして了承しているところでございます。

○小川久義君 この附則の第四項に、「災害復旧事業で昭和二十五年以前の災害に因るものうち、主務大臣による事業費の決定があつて、國の負担金の全部又は一部の交付をまだ受けないものについて適用する」と、こうあるのですが、どうも内容がわかりにくいので……、まだ國の補助が未払の分は二十三年度にも四年度にもあると思う。無論二十五年度にはなお更にされるのが先ず承わりたいと思う。それは補助率が違うわけですね。五年の分には全額だ。この率を如何ように思つては、各年度別に如何ほどつあるか承わりたいと思う。

○政府委員(伊藤大三君) 二十五年度におきましては、全額支出いたしましたのは二十五年度の予算で執行するものと全額といたしたいでござります。そこでなお二十三年度、二十四年度、並びに二十五年度、この三年の間の災害復旧費の残がございますのであります。それを二十五年度につきましては、この二十三、二十四と、これらの負担率をどうするかと、こういう問題を実は四條に規定いたしたのでござります。二十五年度につきましては、二十五年度の財政収入見込み額と災害総額と比較いたしまして、負担率を出し

て行つてゐるわけでござります。

それから二十三、二十四は実は標準

税収入額というものが、税制の改正に

よりまして、比較のできないような

つこうになつていて、二十五年度と均

衡がとれないもので、取りあえず二十五

年度の標準税収入、こういうものと比

較いたしまして、そうして四條の規定

によりましてスライドを決定したわけ

であります。そうして二十三年度にな

お残つておりまする災害額は、大体府

県災害といたしましては、河川局関係

といたしましては二百五十億程度残つ

ておるわけでございます。それから二

十四年度災害といたしましても、大体

二百五十億程度残つています。二十

年度の残りは、大体四百二十億程度残

つておるわけでございます。

○小川久義君 この残つておるのは査

定した金額だらうと思ひます。すで

に工事を終えた分で、国庫補助が未だ

二百五十億程度残つています。二十

年度の残りは、大体四百二十億程度残

つておるわけでございます。

○政府委員(伊藤大三君) 實は、補助

はこちらで予算に含みまして、そうし

て認証いたしまして、執行して頂いて

おるわけでござります。従つて寒はや

り越しの部分といふものにつきまして

は、これは二十六年度の予算でスライ

ドして行くよりいたしかたがないと、

こう存するわけであります。

○小川久義君 認証した工事で、工事

の完了したものは、全部国の補助は支

払い済みですか。又幸らか残つておりますか。

○政府委員(伊藤大三君) 認証いたし

ましたる部分は全部支払い済みでござ

ります。

○小川久義君 二十五年度においても

億、二百五十億、四百二十億というも

のは、府県で勝手にやり過ごしたとい

うことになりますか、その点を……。

○政府委員(伊藤大三君) 残つてお

る事業を、県といたしましては若

干やり越しをしておられるかと思いま

すが、実は大部分がまだ未施行だと存

在するわけでございます。

○小川久義君 どうも実態と合わんよ

うに思いますが、あなたのほうの考

えからすると、勝手にやつたようなこ

ととなつておりますが、府県の立場か

らすると、やらざるを得ないところ

の理由からやつた。川が切れた、それを

とどめざるを得ない。予算がないから

といつて川を切れ放しにして置くわ

けに行かない。そこでやつたあとで認

証を受けておりましようが、そういう

ものが僕は相当残つているのじやない

かと思う。従つて行詰つた県財政のう

から國庫の立替見込みでやつた工事

で認証いたしまして、執行して頂いて

おるわけでござります。従つて寒はや

り越しの部分といふものにつきまして

は、これは二十六年度の予算でスライ

ドして行くよりいたしかたがないと、

こう存するわけであります。

○小川久義君 認証した工事で、工事

の完了したものは、全部国の補助は支

払い済みですか。又幸らか残つておりますか。

○政府委員(伊藤大三君) 認証いたし

ましたる部分は全部支払い済みでござります。これらは、必ずから困つてゐるというのでありますから困つてゐることであります。これでは、必ずから困つてゐることであります。この問題で、私はほん々災害地を廻りました。災害地を廻りましても、困つてゐる町村、貧弱町村、それは僅かな十万円どころか、十万円の工事費に対して国が取上げても、そういう町村は災害がたくさんあるから困つてゐるというのでありますから困つてゐることであります。これは速記をちよつと速記しておられるということでござります。〔速記中止〕

確なる調べは取ることができませんの

であります。次年度におきましてそ

ういうのから優先的にいつも認証し出

しておられるということでござります。

○委員長(小林英三君) 速記をとめ

ます。これは速記をちよつと……。

○委員長(小林英三君) 速記を始め

て。〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記を始め

て。〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 別に御質問が

なければ質疑を打切ることに……。

○赤木正雄君 先ほど私質問いたしま

す。そこで、善処方を深くお願ひしま

す。

○委員長(小林英三君) 別に御質問が

なければ質疑を打切ることに……。

○赤木正雄君 先ほど私質問いたしま

す。そこで、善処方を深くお願ひしま

す。

○委員長(小林英三君) 別に御質問が

なければ質疑を打切ることに……。

○赤木正雄君 第六條に、「一箇所の

工事の費用は十五万円に満たないもの」と、こうなさつてあるのを、こ

れをやはり昔の法規のよう、府県工事

なら十五万円、町村工事ならせい／＼

十万円、こういふふうに二つに分けた

ほうが妥当と思ひます。〔速記中止〕

みならず、実際問題として困る。昨年

私はほん々災害地を廻りました。災

害地を廻りましても、困つてゐる町村、

貧弱町村、それは僅かな十万円どころか、十万円の工事費に対して国が取

上げても、そういう町村は災害がたく

さんあるから困つてゐるというのであ

りますからして、やはりこの一個所の

工事費の費用は「十五万円に満たないもの」と、こうなさつてあるのを、こ

れをやはり昔の法規のよう、府県工事

なら十五万円、町村工事ならせい／＼

十万円、こういふふうに二つに分けた

ほうが妥當と思ひます。〔速記中止〕

○赤木正雄君 第六條に、「一箇所の

工事の費用は十五万円に満たないもの」と、これは災害の対象とならんと言ふ

のです。これは非常に大きな問題で以

前の内務省時代の災害土木費国庫補助

関係法規の中におきましても、その第

三條に「一、一箇所ノ工費府県工事ニ

在リテハ七百円未満、市町村其ノ他ノ

モノニ在リテハ五百円未満ノ工事」こ

ういうふうにしてあります。これはよ

く実情に即して作つた法律と私は思つ

ております。そういう関係で府県工事

モニニ在リテハ五百円未満ノ工事」こ

ういうふうにしてあります。これはよ

く実情に即して作つた法律と私は思つ

ております。そこで、この問題で、私はほん々災害地を廻りました。災害地を廻りましても、困つてゐる町村、貧弱町村、それは僅かな十万円どころか、十万円の工事費に対して国が取

上げても、そういう町村は災害がたく

さんあるから困つてゐるというのであ

ります。〔速記中止〕

○赤木正雄君 第六條に、「一箇所の

工事の費用は十五万円に満たないもの」と、これは災害の対象とならんと言ふ

のです。これは非常に大きな問題で以

前の内務省時代の災害土木費国庫補助

関係法規の中におきましても、その第

三條に「一、一箇所ノ工費府県工事ニ

在リテハ七百円未満、市町村其ノ他ノ

モノニ在リテハ五百円未満ノ工事」こ

ういうふうにしてあります。これはよ

く実情に即して作つた法律と私は思つ

ております。そこで、この問題で、私はほん々災害地を廻りました。災害地を廻りましても、困つてゐる町村、貧弱町村、それは僅かな十万円どころか、十万円の工事費に対して国が取

上げても、そういう町村は災害がたく

さんあるから困つてゐるというのであ

ります。〔速記中止〕

○赤木正雄君 委員長ちよつと速記を

やめて懇談したいのですが……。

○委員長(小林英三君) ちよつと速記

をとめて。

〔速記中止〕

○赤木正雄君 委員長ちよつと速記を

やめて懇談したいのですが……。

になるのであります。これは国の財政から一文惜みの百知らずという結果になるのであります。非常に嘆かわしい。やはりこの点は前の法規のほうが私は完備してあると思います。実際に即しておると思う。そういう観点からしてこの十五万円に満たないものを使に町村工事においてはこれを十万円に満たないものとこういうふうに訂正なさる御意思はあるかないか、これを承わりたい。

○國務大臣(増田甲子七君) 赤木さん

の御質問御意見は誠に適切なる御質問

御意見と私は考えます。府県市町村は財政規模において非常な相違があ

ります。又同じ府県であり、同じ市町村であつても、貧弱なる財政の

公共団体もあり、比較的有力なる財政

を持つておる公共団体もあるわけであ

ります。府県間、市町村間ですら實際

の財政能力に適応した災害復旧費の補

助をなすべきものと私どもは考えてお

るくらいであります。いわんや直接何

といいますか、市町村といつたよ

う、府県も、又それに属する公共団体

と府県とはよほど財政規模が相違いた

しておりますのでありますから、従来の

法律のようにできれば差異を設くべき

ものと私は考えます。そういう考え方

あるならば、この法律の折角の改正の

機会であるからして、それへ一括の違

った枠を法案として、織込んで提出す

べきではないかという御意見が出るは

ります。御尤もであります。私どもも法案作成過程においてはその点

に関して極力努力いたしましたが、今

回のこところは一個所の工事の費用が十

五万円に満たないものという一つの枠

を府県にも、又財政上極めて府県に比

べて一般的に申して小さいところの市町村にも同様の枠を設定するということは常識から見て或る程度どうかと思われるのですが、併しながら私は維持修繕は、即防災であつて、未然に防ぐという考え方をもつといずれかの場合に張く織り込んで改正もしあるわけであります。将来できる限り努力をいたしまして、又できる限り比較いたしまして、市町村、それへの財政規模が非常に一般論としては違う定するように極力努力いたすというこの際お誓い申上げる次第でござります。

○小川久義君 いろいろ審議期間が短

かつたので、意見もあり又議論もある

とをこの際お誓い申上げる次第でござります。

○平井太郎君 小川委員からの動議に賛成します。

○委員長(小林英三君) 小川委員から

して質疑を打切つて討論に入るの動議

がございました。これに対して平井君から賛成がございましたから、小川君の動議は成立いたしました。

小川君の動議に御異議のないかたは

挙手を願います。

〔総員挙手〕

○委員長(小林英三君) 小川君の動議に

かつたので、意見もあり又議論もある

とをこの際お誓い申上げる次第でござ

ります。

○赤木正雄君 昨日たび々申した通

りに維持管理、これは府県の義務にな

つてますが、今日府の県の実情では

なか々それはできやしない。而も維

持管理を行わぬために災害を拡大して

行く。これは争うことのできない事実

であります。従つて昨日政府委員は、

維持管理は防災費の一部を以てこれに

当てる、こういうふうなことを言われ

ましたが、防災費と維持管理とははつ

きり違つてます。でありますから、將

来政府はここに維持管理に対して国の

補助をどうするか。そこを是非とも研

究してもらひ、又研究してもらわねば

ならない、又我々も研究するといふこ

とを考える。

次に又実地調査の問題です。最近の

災害復旧について、これは無論災害復

旧個所も植えてますが、恐らく実地調

査を災害地の何割しておられるか、こ

れは非常に疑問と思う。ただ図上で災

害個所を書き入れて、それを本省にも

出したし、あるいは府県に行つて、係官

が行つても、現場に行かないで図上に

よつて調査する、こういう杜撰な灾害

復旧のやり方では困る。やはり災害復

旧費として国がたくさん補助を出す

よりは、この実地調査を厳重にする、

いを願いたいと思います。又この法律には維持修繕は除かれていますが、これは維持修繕は、即防災であつて、未然に防ぐという考え方をもつといふことは常識から見て或る程度どうかと思われるのですが、併しながら近い機会においてこの枠については大きめの機会を得なかつたというような事情もあります。将来できる限り努力をいたしまして、又できる限り比較いたしまして、市町村、それへの財政規模が非常に一般論としては違う定するように極力努力いたすというこの際お誓い申上げる次第でござります。

○小川久義君 いろいろ審議期間が短

かつたので、意見もあり又議論もある

とをこの際お誓い申上げる次第でござ

ります。

○平井太郎君 小川委員からの動議に賛成します。

○委員長(小林英三君) 昨日たび々申した通

りに維持管理、これは府県の義務にな

つてますが、今日府の県の実情では

なか々それはできやしない。而も維

持管理を行わぬために災害を拡大して

行く。これは争うことのできない事実

であります。従つて昨日政府委員は、

維持管理は防災費の一部を以てこれに

当てる、こういうふうなことを言われ

ましたが、防災費と維持管理とははつ

きり違つてます。でありますから、將

来政府はここに維持管理に対して国の

補助をどうするか。そこを是非とも研

究してもらひ、又研究してもらわねば

ならない、又我々も研究するといふこ

とを考える。

次に又実地調査の問題です。最近の

災害復旧について、これは無論災害復

旧個所も植えてますが、恐らく実地調

査を災害地の何割しておられるか、こ

れは非常に疑問と思う。ただ図上で災

害個所を書き入れて、それを本省にも

出したし、あるいは府県に行つて、係官

が行つても、現場に行かないで図上に

よつて調査する、こういう杜撰な灾害

復旧のやり方では困る。やはり災害復

旧費として国がたくさん補助を出す

よりは、この実地調査を厳重にする、

而も実地調査に当りますのは、これも

単に技術官だけの名前で行つては何ら

意味がない。やはりその技術に堪能の

人が行つて、或いは十分の工事の指導

をして、はじめて災害の復旧の効果が

あります。この効果が大きいのです。こういうことを恐らく建

設省はよく御承知でありますからして、こういうことに実施調査を成るべく嚴重にして、而も今までのよう

に机上の調査でやらない、こういうこ

とを希望して置いて、この法案に賛成

します。

○赤木正雄君 昨日たび々申した通

りに維持管理、これは府県の義務にな

つてますが、今日府の県の実情では

なか々それはできやしない。而も維

持管理を行わぬために災害を拡大して

行く。これは争うことのできない事実

であります。従つて昨日政府委員は、

維持管理は防災費の一部を以てこれに

当てる、こういうふうなことを言われ

ましたが、防災費と維持管理とははつ

きり違つてます。でありますから、將

来政府はここに維持管理に対して国の

補助をどうするか。そこを是非とも研

究してもらひ、又研究してもらわねば

ならない、又我々も研究するといふこ

とを考える。

次に又実地調査の問題です。最近の

災害復旧について、これは無論災害復

旧個所も植えてますが、恐らく実地調

査を災害地の何割しておられるか、こ

れは非常に疑問と思う。ただ図上で災

害個所を書き入れて、それを本省にも

出したし、あるいは府県に行つて、係官

が行つても、現場に行かないで図上に

よつて調査する、こういう杜撰な灾害

復旧のやり方では困る。やはり災害復

旧費として国がたくさん補助を出す

よりは、この実地調査を厳重にする、

而も実地調査に当りますのは、これも

単に技術官だけの名前で行つては何ら

意味がない。やはりその技術に堪能の

人が行つて、或いは十分の工事の指導

をして、はじめて災害の復旧の効果が

あります。この効果が大きいのです。こういうことを恐らく建

設省はよく御承知でありますからして、こういうことに実施調査を成るべく嚴重にして、而も今までのよう

に机上の調査でやらない、こういうこ

とを希望して置いて、この法案に賛成

します。

○委員長(小林英三君) それでは本日

はこれにて散会いたします。

午後三時三十八分散会
出席者は左の通り。
委員長 小川 久義君
委員 理事 門田 定藏
赤木 正雄君 小川 英三君
島津 忠彦君

○委員長(小林英三君) それでは本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十八分散会

出席者は左の通り。

委員長 小川 久義君
委員 理事 門田 定藏
赤木 正雄君 小川 英三君
島津 忠彦君

午後三時三十八分散会

出席者は左の通り。

委員長 小川 久義君
委員 理事 門田 定藏
赤木 正雄君 小川 英三君
島津 忠彦君

午後三時三十八分散会

出席者は左の通り。

委員長 小川 久義君
委員 理事 門田 定藏
赤木 正雄君 小川 英三君
島津 忠彦君

午後三時三十八分散会

出席者は左の通り。

委員長 小川 久義君
委員 理事 門田 定藏
赤木 正雄君 小川 英三君
島津 忠彦君

午後三時三十八分散会

出席者は左の通り。

委員長 小川 久義君
委員 理事 門田 定藏
赤木 正雄君 小川 英三君
島津 忠彦君

午後三時三十八分散会

出席者は左の通り。

委員長 小川 久義君
委員 理事 門田 定藏
赤木 正雄君 小川 英三君
島津 忠彦君

午後三時三十八分散会

出席者は左の通り。

委員長 小川 久義君
委員 理事 門田 定藏
赤木 正雄君 小川 英三君
島津 忠彦君

午後三時三十八分散会

出席者は左の通り。

委員長 小川 久義君
委員 理事 門田 定藏
赤木 正雄君 小川 英三君
島津 忠彦君

午後三時三十八分散会

出席者は左の通り。

委員長 小川 久義君
委員 理事 門田 定藏
赤木 正雄君 小川 英三君
島津 忠彦君

午後三時三十八分散会

出席者は左の通り。

委員長 小川 久義君
委員 理事 門田 定藏
赤木 正雄君 小川 英三君
島津 忠彦君

午後三時三十八分散会

出席者は左の通り。

委員長 小川 久義君
委員 理事 門田 定藏
赤木 正雄君 小川 英三君
島津 忠彦君

午後三時三十八分散会

出席者は左の通り。

委員長 小川 久義君
委員 理事 門田 定藏
赤木 正雄君 小川 英三君
島津 忠彦君

午後三時三十八分散会

出席者は左の通り。

委員長 小川 久義君
委員 理事 門田 定藏
赤木 正雄君 小川 英三君
島津 忠彦君

午後三時三十八分散会

出席者は左の通り。

委員長 小川 久義君
委員 理事 門田 定藏
赤木 正雄君 小川 英三君
島津 忠彦君

午後三時三十八分散会

出席者は左の通り。

委員長 小川 久義君
委員 理事 門田 定藏
赤木 正雄君 小川 英三君
島津 忠彦君

午後三時三十八分散会

出席者は左の通り。

委員長 小川 久義君
委員 理事 門田 定藏
赤木 正雄君 小川 英三君
島津 忠彦君

午後三時三十八分散会

出席者は左の通り。

委員長 小川 久義君
委員 理事 門田 定藏
赤木 正雄君 小川 英三君
島津 忠彦君

午後三時三十八分散会

出席者は左の通り。

委員長 小川 久義君
委員 理事 門田 定藏
赤木 正雄君 小川 英三君
島津 忠彦君

午後三時三十八分散会

出席者は左の通り。

委員長 小川 久義君
委員 理事 門田 定藏
赤木 正雄君 小川 英三君
島津 忠彦君

午後三時三十八分散会

出席者は左の通り。

委員長 小川 久義君
委員 理事 門田 定藏
赤木 正雄君 小川 英三君
島津 忠彦君

午後三時三十八分散会

出席者は左の通り。

委員長 小川 久義君
委員 理事 門田 定藏
赤木 正雄君 小川 英三君
島津 忠彦君

午後三時三十八分散会

出席者は左の通り。

託された。

一、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法案(予備審査のための付託は三月二十八日)

三月二十九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、軽井沢国際親善文化観光都市建設法案(案)

軽井沢国際親善文化観光都市建設法案

軽井沢国際親善文化観光都市建設法案

軽井沢国際親善文化観光都市建設法案

軽井沢国際親善文化観光都市建設法案

(目的)

第一條 この法律は、軽井沢が世界において稀にみる高原美を有し、すぐれた保健地であり、国際親善に貢献した歴史的実績を有するにかんがみ、国際親善の国際文化の交流を盛んにして世界恒久平和の理想の達成に資するとともに、文化観光施設を整備充実して外客の誘致を図り、わが国の経済復興に寄与するため、同町を国際親善觀光都市として建設することを目的とする。

(計画及び事業)

第二條 軽井沢国際親善文化観光都市を建設する都市計画(以下「軽井沢国際親善文化観光都市建設計画」という。)は、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第一條に定める都市計画の外、国際親善文化観光都市としてふさわしい諸施設の計画を含むものとする。

2 軽井沢国際親善文化観光都市を建設する事業(以下「軽井沢国際親善文化観光都市建設事業」といふ)は、軽井沢国際親善文化観光

都市建設計画を実施するものとする。

(事業執行)

第三條 軽井沢国際親善文化観光都市建設事業は、軽井沢町の町長が執行する。

2 軽井沢町の町長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力取り組み、関係諸機関の援助により、軽井沢国際親善文化観光都市を完成することについて、不斷の活動をしなければならない。

(事業の援助)

第四條 国及び地方公共団体の関係諸機関は、軽井沢国際親善文化観光都市建設事業が第一條の目的にてらし重要な意義をもつことを考へ、その事業の促進の完成とにできる限りの援助を與えなければならない。

(特別の助成)

第五條 国は、軽井沢国際親善文化観光都市建設事業の用に供するため必要があると認める場合においては、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十八條の規定にかかるらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲與することができる。

(報告)

第六條 軽井沢国際親善文化観光都市建設事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するよう努め、少くとも六箇月ごとに、建設大臣にその進行状況を報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年一回国会に対し、軽井沢国際親善文化観光

都市建設事業の状況を報告しなければならない。

(法律の適用)

第七條 軽井沢国際親善文化観光都市建設計画及び軽井沢国際親善文化観光都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、都市計画法の適用があるものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の際、現に執行中の軽井沢都市計画事業は、これを軽井沢国際親善文化観光都市建設事業とみなす。

3 この法律は、日本国憲法第九十五條の規定により、軽井沢町の住民の投票に付するものとする。